

軽自動車の廃車の手続きは3月31日までに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者に課税され、月割課税ではありません。

軽自動車(原動機付自転車、農耕車を含む)を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください。

■手続き窓口

特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)、原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(農耕車など)

市役所税務課

二輪(側車付のものを含む)、二輪の小型自動車

関東運輸局 栃木運輸支局(宇都宮市八千代1-14-8)

☎050(5540)2019

三輪、四輪(乗用・貨物、自家用・営業用)、ボートトレーラー

軽自動車検査協会栃木事務所

(宇都宮市西川田本町1-2-37)

☎050(3816)3107

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

水道水放射性物質の検査結果

■採取日 12月13日

■採取場所 下野市各配水場

■基準値(セシウム134・137の合計)
10Bq/kg

■検査結果

配水場	セシウム134	セシウム137
南河内第1	不検出	不検出
石橋第1	不検出	不検出
国分寺第1	不検出	不検出
南河内第2	不検出	不検出
石橋第2	不検出	不検出
国分寺第2	不検出	不検出

検査結果は市ホームページでも公開しています。

■問い合わせ先 水道課 ☎(32)8911

水道の使用開始・中止手続きはお早めに

引越などにより水道の使用を開始または中止する場合は、3日前(土日・祝日などの閉庁日を除く)までにお知らせください。

3月から5月にかけては開栓・閉栓の申し込みが増えるため、早めのご連絡にご協力をお願いします。

■申請方法

- ・しもつけオンラインサービス(上下水道開始・中止届)
- ・電話

■申請・問い合わせ先 水道課 ☎(32)8911

家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働法により、家内労働者(内職者)へ業務を委託している事業主は、4月30日までに労働基準監督署に「委託状況届」の提出が必要です。

詳しくは栃木労働局へお問い合わせください。

■問い合わせ先

栃木労働局
労働基準部賃金室
☎028(634)9109



障がい者の法定雇用率の引き上げ

障害者雇用促進法に基づき、従業員が一定数以上の事業主は、法律で定めた割合(法定雇用率)以上の障がい者を雇用することが義務付けられています。令和6年4月から以下のとおり法定雇用率が引き上げとなりますので、対象事業主の皆さまはご確認ください。

	令和5年度	令和6年4月～	令和8年7月～
法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の規模	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

国や県の支援策等は県ホームページをご参照ください。

■問い合わせ先 県労働政策課 ☎028(623)3224

🌐 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/syougaisyakoyou.html>

